

高齢者在宅福祉生活支援サービス

「生涯いきいきふれあいの暮らし」を目指して

高齢者の方が住み慣れた地域の中で安心した生活を送ることができるよう、高齢者在宅福祉生活支援サービスを実施しています。

家具転倒防止器具等 取付サービス

たんす、食器棚、本棚などの家具が地震などにより転倒するのを防ぐため、家具の転倒防止器具などを取り付けます(1世帯につき家具3棟まで)。取り付けには、くぎ・ネジを使用するため、居住者と家屋の所有者が別である場合は、家屋の所有者などの承諾書が必要です。

市内に住所を有し、生計中心者の当該年度の住民税が非課税

家具転倒防止器具などを取り付けられる方がいない世帯
次の①～④の方で構成される世帯
①65歳以上の方
②身体障害者手帳1～3級を有する方
③療育手帳A～Bを有する方
④精神障害者保健福祉手帳1級を有する方
※②～④に該当する世帯は、障がい福祉課(☎428)へご相談ください。

救急医療情報キット

救急医療情報キットに入れた医療情報を参考に、救急隊員が適切な対応を行います。健康に不安があり、次のいずれかに該当する方
65歳以上で一人暮らしの方



救急医療情報キット

緊急時通報システムサービス

緊急通報端末機器(緊急通報電話機、ペンダント型無線発信機)を貸与します。急病などで緊急時にボタンを押すと、受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救急活動を行います。また、日常生活などに関する相談もボタンを押すだけで受付センターにつながり、話をするができます。

市内に住所を有する65歳以上で、電話回線を有し、次のいずれかに該当する方
一人暮らしで虚弱な方
高齢者のみの世帯で、世帯員が虚弱な方
家族がいる方で、長時間一人暮らしと同様の状態となる虚弱な方
無料※回線使用料(基本料)

金)、屋内配線使用料および通話料は自己負担



紙おむつの 給付サービス

毎月中旬に、八潮業協同組合に加盟している薬局店が自宅へ届けます(申請月の翌月から給付開始)。

市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当する方
要介護4または5と認定された方
6カ月以上、次のいずれかの状態が続き、常時紙おむつを必要とする方
要介護認定を受けていない方で、寝たきり状態の方
重度の認知症状態の方
要介護3と認定された方で、疾病などで常時失禁状態の方
次の①～④の中から、毎月1回必要とする1種類の決められた枚数を給付①テープ止めパンツ+尿取りパッド②はくパンツ(リハビリパンツ)③フラットタイプ④尿取りパッド
※サイズ(S・M・L・LL)によって、各パンツの枚数が

問長寿介護課 ☎447

異なります。サイズ・種類の変更は、長寿介護課へご相談ください。

訪問理美容サービス

寝たきり状態の高齢者で、理美容店に通うことが困難な方に対し、美容師または美容師が訪問し、カットなどのサービスを提供します。

利用日 理容は、原則として月曜日。美容は、火曜日および第3水曜日※事前に各理容美容店に確認してください。

市内に住所を有する65歳以上で、寝たきり状態の方
理容：調整+顔剃り
美容：理美容券1枚につき、①③のいずれか①カラー(染め)+化粧、マニキュア、眉カット②パーマ+化粧、マニキュア、眉カット③カット
+化粧、マニキュア、眉カット
利用回数 年4回※福祉理美容券は、交付枚数が申請月で異なります。



寝具クリーニングサービス

乾燥殺菌(4月・10月)および丸洗い殺菌(7月・1月)

配食サービス

昼食または夕食のいずれかを1日1回自宅へお届けし、利用者の安否を確認します。

市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当し、日常的に食事の用意が困難な方
一人暮らしの方
高齢者のみの世帯など

利用回数 1週間に最大5回まで(利用者の状況などにより回数を決定)
※利用サービスの変更(配食回数、曜日、昼食・夕食)は長寿介護課へご連絡ください。



高齢者居室等整備資金融資制度

居室、浴室、トイレなどの増改築または改築工事をするために必要な資金を融資します。

市内に引き続き2年以上住所を有する方で、満60歳以上の親族と同居している方または同居しようとする方

融資限度額 最高200万円
償還方法 元金均等月賦償還(償還期限 10年以内)
利子 無利子

高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成制度

民間賃貸住宅へ転居する高齢者に対し、転居前後の家賃の差額を3万円を限度として助成します(転居後の家賃が6万円を超えた部分は対象外)。

市内に住所を有する65歳以上の世帯
生計中心者の当該年度分の住民税が非課税
生活保護を受けていない世帯

生活費が非課税
生活保護を受けていない世帯

生きがい活動通所支援サービス

老人福祉センターすえひろ荘で、身体状況に応じた日常生活動作訓練、趣味活動などで1日を過ごします(送迎有り)。



日常生活用具給付等サービス

火災警報器、電磁調理器などを給付または貸与します。

徘徊する高齢者の家族支援サービス

発信装置による位置探知システムを活用して、徘徊する高齢者を早期に見出し、家族の負担軽減を図ります。

徘徊の症状が見られる認知症の高齢者を介護する同居家族
毎月の利用料は市が負担、利用開始に係る費用(1万円)は利用者が負担

介護マークの配布

介護者が、公衆トイレに付き添うときや、男性介護者が女性用衣服を購入するときなどに、介護中であることを周囲に理解してもらうために、「介護マーク」を配布しています。



介護マーク

認知症高齢者や要介護者などの介護をしている方
無料

各種サービスの申し込みや詳しい内容については、長寿介護課へお問い合わせください。
なお、これらの在宅福祉生活支援サービスは、在宅者のサービスです。利用者が病院や介護保険施設などに入院・入所した場合は必ず長寿介護課にご連絡ください。